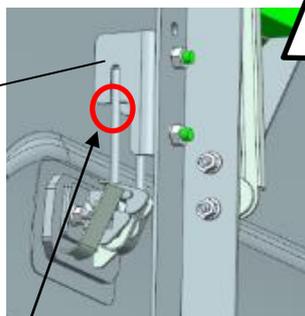


改善箇所説明図①



サイドスカート装着車

ストライカー



基準不適合発生箇所

(改善後)



ストライカー

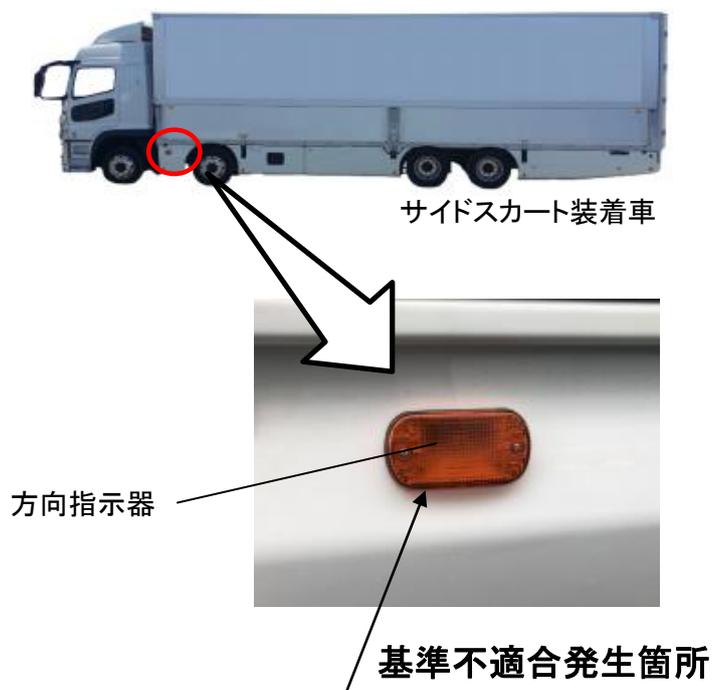
大型ウイング車のサイドスカート装着車において、リヤオーバーハング部のサイドスクートを固定するストライカーの強度が不足しているため、走行振動等により亀裂が発生するものがある。そのため、そのままの状態で使用を続けると亀裂が進行しストライカーが破損して、最悪の場合、走行中にサイドスカートが車幅から突出するおそれがある。

改善措置の内容

全車両、ストライカーを対策品に交換する。

注：□は、交換部品を示す

改善箇所説明図 ②



(改善後)



大型ウイング車のサイドスカート装着車において、前部サイドスカートに備えられた方向指示器の光源、投影面積及び光度が不適切なため、保安基準第41条(方向指示器の基準)を満たさない。

改善措置の内容

全車両、方向指示器が備えられた前部サイドスカート一式を対策品に交換する。

注：□ は、交換部品を示す